

令和5年5月11日

取引業者様

公立館林厚生病院

管財課

### 当院の入場方法について

このことについて、令和5年5月8日（月）より新型コロナウイルス感染症が第5類となったことから、取引業者様の入場規制の見直しを行いました。下記、入場方法を厳守していただきますよう宜しくお願い致します。

院内の防犯上、スタッフエリア内で入館許可証を持っていない方にはお声がけさせていただき、ルールを守れない方には退場していただく場合がございます。

尚、引き続き体温測定の実施、体調のすぐれない場合には入場を控えていただくようご協力をお願い致します。

#### ●入場方法

- ① 原則、『救急、夜間入口』又は『地下1階サービスヤード入口』から入場してください。※職員の指示があった場合を除く。（正面玄関から入場されたとしても防災センターで受付）
- ② 入口では社名、氏名、入場時間等を記入の上、警備員より入館許可証を受取り、首から下げて入場してください。
- ③ 地下1階サービスヤード入口から入場する方は納品を伴う業者さんのみとし、体温、社名、氏名、入場時間等を記入の上、入館許可証を首から下げて入場してください。（インターホンで警備員に用件を伝えてください。）
- ④ 退場時は入場と同じ所に戻り、退場時間を記入、入館許可証を必ず返却してください。